

平成31年度 「いじめ」に係る指導マニュアル

宇治市立南部小学校

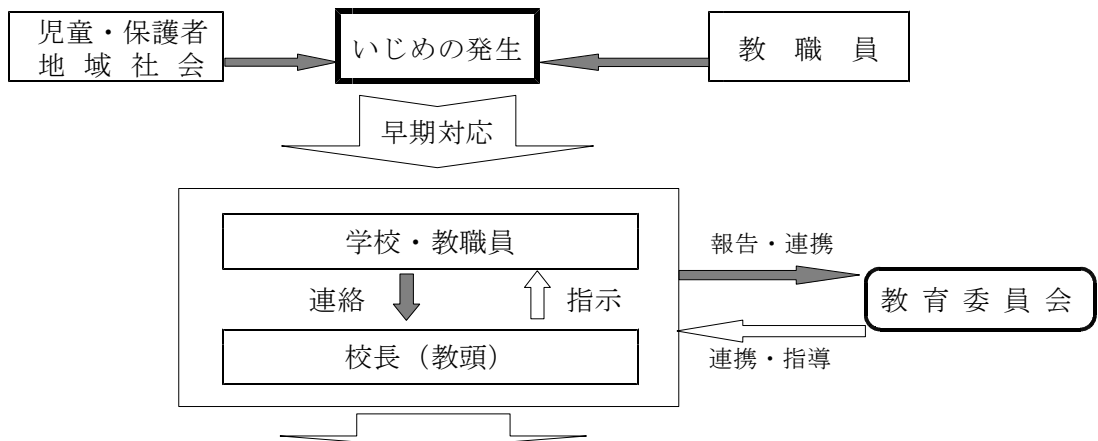
◇ - いじめ問題に対する基本的姿勢 -

いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識し、以下の点を踏まえ、適切に対応することを基本とする。

- ① 「いじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- ② 児童の内面理解を積極的に図り、共感的な人間関係づくりを大切にする。
- ③ いじめの問題の解決のために家庭との連携が極めて重要となる。
- ④ いじめの問題は、教師の児童観や指導観が問われる問題である。
- ⑤ 家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となった取組が必要である。

◇ 組織的対応の系統図

いじめ事象に対する積極的対応（いじめの未然防止・早期発見・迅速な組織対応）



いじめ防止対策委員会

構成員：校長、教頭、教務主任、児童支援部長、児童育成部長、生徒指導主任、各学年主任、教育相談担当、関係学級担任等

- ① 情報収集・確認・分析・整理（関係職員、被害児童・保護者）
- ② 指導方針の検討
- ③ 情報収集・確認（関係職員、加害児童・保護者、関係児童等）
- ④ 根本的な対応策の検討
- ⑤ ①～④を整理後、説明と連携（被害児童・保護者）
- ⑥ // （加害児童・保護者）
- ⑦ 全校、学年、学級児童への指導（事象により指導の規模を考察）
- ⑧ マスコミ対応の窓口一本化（個人情報に配慮したクライシス・コミュニケーション等）

- 関係機関との連携
- ◇ スクールカウンセラー
 - ◇ ソーシャルワーカー
 - ◇ 市教育支援課
 - ◇ 市学校支援チーム
 - ◇ 市こども福祉課
 - ◇ 児童相談所
 - ◇ 警察
 - ◇ 総合教育センター

共通理解

職員会議

- 事象の経緯を報告
- 緊急対策会議における報告

事象等に応じて

学校評議員への情報提供と連携・協働

育友会・保護者への説明と今後の協力依頼

支援 協力

再発防止に向けての具体的施策の検討

当該児童への支援
当該保護者との連携

加害児童（周辺児童）への指導
加害児童の保護者との連携

緊急指導：全体児童への指導
学級指導

長期的指導：全体児童指導
学年・学級指導の継続